

徳島県告示第三百四十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第百十五条の五第二項の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について、次のとおり届出があった。

令和六年七月五日

徳島県知事 後藤 田 正 純

指定介護予防サービス事業者		指定介護予防サービス事業を行う事業所		サービスの		廃止の届出	廃止
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地	種 類	の 受 理 日	年 月 日	
坂本設備工業株式会社	海部郡海陽町大里字杉谷一 四番地五	坂本設備工業株式会 社	海部郡海陽町大里字杉谷一 四番地五	特定介護予防 福祉用具販売	令和六年五月 十七日	令和六年五月 三十一日	